

◎新潟県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

佐渡市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 佐渡都市計画下水道事業

(2) 名称 佐渡市特定環境保全公共下水道（相川処理区）

3 事業施行期間

平成6年12月6日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成6年新潟県告示第3182号、平成11年新潟県告示第1900号、平成18年新潟県告示第494号、平成24年新潟県告示第231号の事業地のうち、佐渡市相川栄町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし